

差額ベッドとは

総病床の2割、1日平均8000円

差額ベッド料は保険のきかない部屋代です。「特別療養環境室」とよばれる。1部屋のベッド数が4床以下、1人当たりの面積が6.4平方メートル以上で、病床のアライバナーを確保する設備（仕切りカーテンなど）、個人用の私物の収納設備や照明、小机、椅子などがあります。厚生労働省の調査によると、全国約27万床（当該医療機関の総病床の20.6%）で差額ベッド料が取られています。個室は1日平均797円、最高は87万8千円でした。（2016年7月1日現在）



背景に医療費抑制策

共産党提案「保険でいい医療を」

医療機関が差額ベッド料を徴収するに政府が医療費に対する国庫負担を抑制するため、保険給付を切り縮め、保険外負担をひびきたことになっています。差額ベッド料の対象も、病床の2割から5割（民間医療機関が差額ベッド料を徴収するに政府が医療費に対する国庫負担を抑制するため、保険給付を切り縮め、保険外負担をひびきたことになっています。差額ベッド料の対象も、病床の2割から5割（民間

差額ベッド料

知っておきたい五つの心得

- ①同意書はよく見て、希望しないときはサインを保留して話し合う。
- ②「個室が空いていない」と言われたら、「治療上必要か」と聞く。
- ③同意書にサインしてもあきらめず、病院と話し合う。
- ④インフルエンザも「病棟管理の必要性」に当たらない可能性がある。
- ⑤納得できなときは、病院がある地域の地方厚生局に相談を。

署名した場合でも相談を

差額ベッド料の支払いに同意しないと「すぐには入院できない」と言われ、しぶしぶ同意書にサインした。こんなときは、同意書があっても、「患者の希望なのか、病院の都合なのか判断が難しいケース。厚生局に相談を」（厚生労働省保険局）と話しています。

納得できなときは 地方厚生局の相談窓口へ

病院の対応に納得できない場合は、全国に8カ所ある地方厚生（支）局に連絡をとりましょう。地方厚生局は、地域の保険医療機関への指導・監督を行っています。都道府県でも差額ベッド料についての相談窓口を設けている所があります。

北海道厚生局(札幌市)	011(709)2311
東北厚生局(宮城県仙台市)	022(726)9280
関東信越厚生局(さいたま市)	048(740)0711
東海北陸厚生局(名古屋)	052(971)8831
近畿厚生局(大阪市)	06(6942)2241
中国四国厚生局(広島市)	082(223)8181
四国厚生支局(香川県高松市)	087(851)9565
九州厚生局(福岡市)	092(707)1115

厚労省「請求してはならない」

厚生労働省は差額ベッド料についての通知（2016年3月4日、保健業0304第12号）を出しています。そこにはこう書かれています。

「特別療養環境の提供は、患者の十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われなければならない。要があり、患者の意思に反して特別療養環境室に入院させられざる

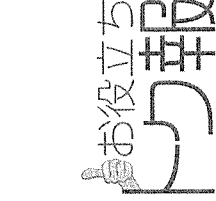
べないものにしなければならない」と。その上で「特別療養環境に係る特別料金を求めるはならない場合として次の3点をあげています。

- ①同意書による同意のいないこと
- ②治療上の必要に当らない場合（個室に差額ベッド料を徴収しない患者の記録がない患者、術後療養などであって、病状が重篤なため安静を必要とする者、または長時間観察を要し、看護士による特別療養環境に
- ③病棟管理の必要性などから特別療養環境室に入院させた場合であって、事実的に患者の選択による場合（院内感染を防止するため、事実的に患者の選択によらず入院させたこと認められる者など）

必要な者など）

説明なかつたんです

同意書に署名それでも取り戻した



神奈川相模原市の高橋守一さん(68)は、いったん支払った差額ベッド料を返してもらった。

書類を返され、入院費を返す。入院費の返付については入院契約書にサインした。入院費の返付は、入院費の返付と別に、差額ベッド料の返付は、入院費の返付とは別々に返付された。入院費の返付は、入院費の返付とは別々に返付された。

検査入院1日1万2000円



支払った差額ベッド料を取り戻した高橋守一さん

特別療養環境(個室等)入院申込書兼同意書

私は貴院に入院するにあたり、特別療養環境(個室等)の医師を仰いで、私の意思により下記療養室を利用することを希望いたします。なお、医療保険外の特別料金を(差額ベッド料)については、下記のとおりに支払うことに承諾いたします。

入院患者氏名	高橋 守一	(カルテ番号: 123456789)	
病室	相模原 特別療養環境	号室	
差額ベッド料	1日につき 12,000 円 (税込)		
① 入院日	平成 29 年 12 月 8 日	② 退室予定日	平成 29 年 12 月 9 日
③ 退室日	平成 29 年 12 月 9 日	④ 退室料	円 (別紙記入)

相模原市の岩外(いわはら)雄一さんは昨年12月14日、大動脈解離と診断された。医師の「絶対安静」の指示で10日間個室に入院した。その後、大動脈に

「絶対安静」で個室に

要知 相模原市 大動脈解離の岩外雄一さん(77)

移り、1月10日に退院しました。岩外さんは入院した際、1日5千円の差額ベッド料がかかる個室の同意書にサインして入りました。入院中、家族が持参した白紙の紙を、昨年12月24日(土)の朝、退院時、請求書に差額ベッド料が金書されているのを見て、「厚生労働省の通知の差額ベッド料を求めてはならない、患者の意思に当たるのでは」と病院側に指摘しました。

差額ベッド料を請求してはならない(厚生労働省通知)。このケースに当てはまるのではないかと思った高橋さんは、相模原市立の神奈川事務所に連絡をとり、差額ベッド料を返してもらった。担当者は「病院にも事情を聞いてみましたが」と言いました。

差額ベッド料を返すことになった。高橋さんは、退院後、病院を訪れた。高橋さんは、差額ベッド料1万2960円と、差額ベッド料を除いた新しい領収書を受け取りました。高橋さんは喜びます。「まずは、お金は戻ってこないだろうと、事前に決めていた。日曜版を読んでよかったです」